

ケアプラン CONNECT

居宅介護支援・介護予防支援事業運営規定

（事業の目的）

第1条 合同会社 CONNECT が設置するケアプラン CONNECT (以下「事業所」という。)において実施する居宅介護支援・介護予防支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護・要支援者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要支援者等及びその家族の希望等を勘案し、介護支援・介護予防の本旨に沿った適切な支援計画書の作成をはじめ、一連の介護支援・介護予防ケアマネジメントを行うことを目的とする。

（居宅介護支援事業の運営の方針）

- 第2条 事業所が実施する事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が居宅において可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るよう配慮して行う。
- (2) 事業は、利用者の意思および人格を尊重し、心身の特性を踏まえ、その置かれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉ほか、多様なサービス・資源を、統合的かつ効率的に提供されるように配慮し綿密な連携を図り、安全を確保して、居宅サービス計画等の立案・作成・提供を行う。
 - (3) サービスの提供に当たっては、利用者を尊重し、常に利用者の立場に立って、質の高いケアマネジメントの実践、支援困難事例への援助など積極的に提供する。利用者に提供される指定居宅サービス等は、一部のサービス種類やサービス事業者に偏することなく、事業所として独立性を保ち、公平中立に行う。
 - (4) 事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保険・医療・福祉サービス提供者との綿密な連携を図る。また、定期的な情報交換・検討会議や計画的な研修を位置づけ、総合的な介護サービスの提供に努めるものとする。
 - (5) 前4項のほか、「神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（介護予防支援事業の運営の方針）

第3条 事業所が実施する事業は、要支援状態となった場合においても、その利用者が居宅において可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るよう配慮して行う。

- (2) 事業は、利用者の意思および人格を尊重し、心身の特性を踏まえ、その置かれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉ほか、多様なサービス・資源を、統合的かつ効率的に提供されるように配慮し綿密な連携を図り、安全を確保して、介護予防サービス計画等の立案・作成・提供を行う。
- (3) サービスの提供に当たっては、利用者を尊重し、常に利用者の立場に立って、質の高いケアマネジメントの実践、支援困難事例への援助など積極的に提供する。利用者に提供される指定介護予防サービス等は、一部のサービス種類やサービス事業者に偏することなく、事業所として独立性を保ち、公平中立に行う。
- (4) 事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保険・医療・福祉サービス提供者との綿密な連携を図る。また、定期的な情報交換・検討会議や計画的な研修を位置づけ、総合的な介護サービスの提供に努めるものとする。
- (5) 前 4 項のほか、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第 4 条 事業の提供に当たっては、事業所の介護支援専門員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業の名称等)

第 5 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアプラン CONNECT
- (2) 所在地 兵庫県神戸市兵庫区羽坂通二丁目 1 番 9 号 いせやビル 2F

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第 6 条 事業所における従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：主任介護支援専門員 1 名（常勤・介護支援専門員と兼務）
- (2) 管理者は、主治医の指示に基づき適切な事業の実施に関して、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
介護支援専門員：1 名以上
- (3) 介護支援専門員は、介護や要支援者の相談や心身の状況に応じるとともに、サービス（訪問介護、訪問看護、デイサービスなど）を受けられるようにケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う。また、要介護者や要支援者が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者である。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする（12月29日から1月3日までを除く）。
営業時間：8時30分～16時45分までとする。
- (2) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。
- (3) 営業時間外の連絡や相談などは緊急時など必要と判断をした場合には行う。

(事業の内容)

第8条 事業の内容は次に掲げるものとする。

- (1) 事業の開始に際し、利用者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供について利用者及び家族の同意を得る。
- (2) 居宅介護・予防介護サービス計画書が利用者の希望を基礎として作成されるものであること等につき説明を行い同意を得る。
- (3) 正当な理由なく事業の提供を拒まない。
- (4) 利用者に対し自ら適切な事業を提供することが困難と判断した場合は、他の指定居宅介護支援・介護予防支援事業者の紹介を行うなど、その他の必要な措置を講ずる。
- (5) 利用者が提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という）の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめる。
- (6) 利用者の要介護認定等に係る申請について、利用者の意思を踏まえて必要な協力を行う。
- (7) 事業の提供開始に際し、要介護認定等を受けていない利用者については、要介護認定等の申請がすでに行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には当該利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。
- (8) 要介護認定等の更新申請が、遅くとも有効期間満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行う。（身分を証する書類の携行）
- (9) 介護支援専門員は身分を証する書類を携行し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときはこれを提示する。
- (10) ケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う。
- (11) 利用者の相談を受ける場所：事業所内及び利用者宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (12) 使用する課題分析票の種類：利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。
- (13) サービス担当者会議の開催場所：事業所内及び利用者宅、その他必要と認められる場所において開催する。

- (14) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：月 1 回以上、必要に応じて訪問するものとする。

(居宅介護支援・介護予防支援の利用料、その他の費用の額)

第 9 条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業所が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

- (2) 前項に規定する費用の額について、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ておく。
- (3) 提供した事業について、利用料支払いを受けた場合は、当該利用の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付する。
- (4) 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費とする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

① 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道 10 キロメートル未満：300 円

② 同じく片道 10 キロメートル以上：600 円

- (5) 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は神戸市中央区、兵庫区、長田区、須磨区（※北須磨エリア；神戸市北須磨支所の所管区域を除く）とする。

※北須磨エリアとは、北須磨支所の所管区域を指す（神の谷、北落合、車字、桜の杜、清水台、白川字、白川台、菅の台、多井畑字、道正台、友が丘、中落合、西落合、東落合、東白川台、緑が丘、緑台、南落合、妙法寺字、弥栄台、横尾、竜が台、若草町）

(苦情処理)

第 11 条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- (2) 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第 23 条及び介護保険法第 115 条の 45 の 7 の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は該当市町村の職員から質問若しくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (3) 本事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- (2) 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業者による介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、全職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 全職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 事業所は、従業員の資質向上のために、研修計画を作成し、次のとおり研修の機会を設けるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

採用時研修：採用時1か月以内

継続研修：年1回以上

- (2) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- (4) 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する記録を整備し、サービスを完結した日から5年間保存するものとする。
- (5) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、合同会社 CONNECT と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。